

様式第 1 号別紙 1

地方就職支援金の交付申請に関する誓約事項

- 1 岐阜県地方就職学生支援事業に関する報告及び立入調査について、岐阜県及び山県市から求められた場合には、それに応じます。
- 2 以下の場合には、地方就職学生支援事業における山県市地方就職支援金交付要綱に基づき、地方就職支援金の全額又は半額を返還します。
 - (1) 地方就職支援金の申請日から 1 年以内に、地方就職支援金の要件を満たす内定先企業へ就業しなかった場合：全額
 - (2) 地方就職支援金の申請日から 1 年以内に、山県市に転入しなかった場合（ただし、申請時に既に山県市に住民票がある場合を除く）：全額
 - (3) 就業日から 1 年以内に地方就職支援金の要件を満たす職を辞した場合（ただし、退職日から 3 か月以内に地方就職学生支援事業における山県市地方就職支援金交付要綱第 6 条の要件を満たす県内の別の企業に就業する場合を除く）：全額
 - (4) 山県市への転入日から 3 年未満に山県市以外の市区町村に転出した場合：全額
 - (5) 虚偽の申請であることや居住や就業の実態がないこと等が明らかとなった場合：全額
 - (6) 山県市への転入日から 3 年以上 5 年以内に山県市以外の市区町村に転出した場合：半額
- 3 地方就職支援金の支給を受けた後に実施される山県市からの確認により、現況の報告を求められた場合には、それに応じます。

※ 報告の求めに応じないことをもって、当該支援金の支給対象から除くことはいたしません、担当課より詳細な資料の提供やヒアリング等を依頼させていただきます。